

# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請

1 対象期間	令和2年12月28日（月） 午後10時から 令和3年 1月12日（火） 午前 5時まで
2 対象施設	<p>（食品衛生法の営業許可を取得している以下の施設）</p> <p>① 接待を伴う飲食店</p> <p>※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗</p> <p>② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）</p>
3 対象区域	<p>仙台市青葉区国分町2丁目及び同区一番町4丁目 （定禅寺通、広瀬通、東二番丁通、晚翠通に囲まれた区域）</p>
4 要請内容	<p>午前5時から午後10時までの時間短縮営業</p> <p>※以前から、午前5時から午後10時までの時間の範囲内で営業している店舗は、要請対象外</p>

■ 時短要請相談窓口（コールセンター） 電話 022-211-3540  
受付時間 9:00~17:00（1/1~1/3を除く）

# 営業時間短縮の対象区域

